

松戸市水道事業バナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市水道部のホームページに掲載するバナー広告（「松戸市水道部のホームページに掲載する画像のうち、広告主の指定する画面にリンクするものをいう。以下「広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 広告の募集は、公募により行うものとする。

(申込み)

第3条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は松戸市水道事業広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第8条に規定する第1号様式「松戸市水道事業広告掲載申込書」及び広告原稿（バナー画像）及び申込者の事業内容が記載された書類を添えて提出しなければならない。

2 広告掲載の申込みは申込者1者につき1枠までとする。

3 広告原稿のデータ作成費用その他の申込みに必要な費用は、申込者の負担とする。

(審査及び決定)

第4条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、申込者の広告内容について要綱第9条により、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の場合において、申込者数が広告掲載の枠数を超えたときは、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。この場合において、当該月数が同一の場合には抽選により行うものとする。

(掲載の承諾)

第5条 管理者は、前条により広告掲載の可否を決定したときは、「松戸市水道事業広告掲載申込結果通知書」（要綱第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、管理者が決定する。

2 納入済みの広告掲載料はいかなる場合も返還しない。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という）は、指定期日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告の掲載位置等)

第8条 広告の位置、枠数、掲載する広告の掲載位置は管理者が決定、指定した場所とする。

(広告の規格)

第9条 広告の、広告に用いる画像（以下「画像」という。）の規格は別表1のとおり

りとする。

(掲載期間等)

第10条 広告掲載の期間は1カ月を単位とし、3カ月以上、最大24カ月とし再掲載を妨げない。

2 1カ月の単位は毎月1日の午前9時00分から翌月1日の午前9時00分までとする。

3 掲載広告の更新にあたっては、更新日の午前8時30分から午前9時30分までを更新作業時間に充てるものとする。

4 広告の掲載開始月、順序は、管理者が決定する。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先の広告内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、バナー広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、すべて広告主の責任において解決するものとし、その解決にあたっては、水道事業に一切迷惑が及ばないようにしなければならない。

(禁止行為)

第12条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 水道事業の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為
- (2) サーバその他のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為
- (3) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為
- (4) その他管理者が広告主として不適切と認める行為

2 広告主は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(取消し等)

第13条 管理者は、広告主が次のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の中止、又は取消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 指定期日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (3) この要領又はその他の関係法令に違反したとき。
- (4) その他管理者が広告掲載することが適切でないと認めたとき。

(広告の変更・中止)

第14条 広告主は広告掲載期間中に、当該広告内容の変更、掲載の取り止めをしようとするときは、事前に書面にて申し出て、その承諾を得なければならない。

2 前条及び本条の場合において水道事業に損害が生じたときは、管理者は、広告主に対しその賠償を求めることができる。

(免責事項)

第15条 松戸市水道部は、水道事業及び市のシステム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかった場合においても、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

別表1（第9条関係）
 バナー広告掲載規格

掲載できる画像		
ファイル	型式	GIF、JPEG
	サイズ	20 キロバイト以内
	縦×横	50×150 ピクセル（静止画）
1. 文字色と背景色とのコントラスト（明度差）を十分なもの 2. 文字・イラスト等の解像度を高め、鮮明なもの 3. 背景に模様・写真等を用いる場合は、文字の周囲を縁取り、読みやすいもの 4. Web アクセシビリティ（高齢者・障害者等配慮設計指針をいう。）に準拠した静止画のもの		
掲載できないバナー画像		
1. アラートマーク・アニメーション又はフラッシュ等点滅するもの 2. 反転表示または画面の切り替わりがあるもの 3. テキストボックスが表示されているもの 4. プルダウンメニューが表示されているもの 5. 閉じる・いいえ・キャンセル等のボタン又はラジオボタンを使用するもの 6. 水道事業のホームページと類似の色調又は字体を使用するもの 7. インターネットアンケート・教育相談等、市政を連想させる表示を行うことにより、市の事業と誤解される恐れのあるもの 8. その他管理者が不適切と認めるもの		